

神奈川DMA T-L運営要綱

平成24年9月1日制定
令和元年5月6日改正
令和2年3月24日改正
令和6年3月29日改正

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県内で地震、台風等の自然災害、航空機・列車事故等の大規模な事故その他多数の患者の搬送調整が必要となる事態（以下「災害」という。）が発生した場合や、新興感染症のまん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、神奈川DMA T-Lを派遣する際の編成及び運営等に関し必要な事項を定める。

(活動対象)

第2条 神奈川DMA T-Lは、主として神奈川県内の災害に際して、外傷救急等の処置に係る人的・物的資源等が不足する事態及び神奈川県内で新興感染症に係る患者が増加し、通常の医療提供体制の機能維持が困難、又はその状況が見込まれる場合を活動対象とする。

(活動内容)

第3条 神奈川DMA T-Lは、消防機関等と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) DMA T調整本部等での指揮、調整、支援（本部活動）
 - (2) 災害現場でのトリアージ、緊急治療等（現場活動）
 - (3) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等（域内搬送）
 - (4) 被災地内の災害拠点病院でのトリアージ、診療等（病院支援）
 - (5) 被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等
 - (6) 新興感染症に係る患者の入院調整やクラスターが発生した介護施設等の感染防御や業務継続の支援等（入院調整・介護施設等支援）
- 2 神奈川DMA T-Lは、活動に必要な通信手段、移動手段、医薬品のほか医療用資機材、生活手段等については、自ら確保するものとする。

(安全の確保)

第4条 神奈川DMAT－Lは、前条第1項に掲げる活動を行う場合、自ら安全の確認及び確保を行い、事故若しくは二次災害の防止に努めなければならない。

(編成)

第5条 神奈川DMAT－Lは、医師、看護師、業務調整員からなる1チーム5人編成を基本とする。

(指定病院の要件)

第6条 神奈川DMAT－L指定病院（以下「指定病院」という。）の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医療機関として神奈川DMAT－Lを派遣する意志を持つこと。
- (2) 神奈川DMAT－Lの活動に必要な人員、装備を持つこと。
- (3) 災害拠点病院と同等程度またはそれ以上の施設、設備を備えていること。

2 指定病院は、神奈川DMAT－Lを被災地に派遣できるように体制を整備するものとする。

(隊員資格)

第7条 神奈川DMAT－Lの隊員は神奈川県内の医療施設に所属する者のうち、次に該当する者とする。

- (1) 神奈川DMAT－L隊員養成研修を受講した者
- (2) 他の都道府県が実施する災害派遣医療チーム（DMAT）研修を受講し、その隊員証を有する者。
- (3) 日本DMAT隊員であって、神奈川DMATの編成に入らない者

(指定病院の申出)

第8条 前条の要件を満たした指定病院の指定を受けようとする病院は、第1号様式により関係書類を添付のうえ、知事へ提出するものとする。

(指定病院の指定)

第9条 知事は、前項の規定により指定病院の申出があったときは、当該病院が要件を満たしていることを確認のうえ、第2号様式により指定することができる。

2 神奈川県知事（以下「知事」という。）は、指定病院との間に神奈川DMAT－Lの派遣等に係る協定を締結する。

3 知事は、指定病院自らの意思及び人員、物資、実働訓練他研修等の参加状

況から継続的、実質的なDMA T-Lの派遣が不可能と判断される場合は、神奈川DMA T連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に諮った後、知事の判断によって指定病院の指定を解除することができる。

（派遣要請等）

第10条 被災した市町村の災害対策本部は、神奈川DMA T-Lの派遣が必要と判断した場合には、知事にその旨を要請する。

2 知事は、前項により被災した市町村の災害対策本部等から派遣要請を受けた場合は、第11条の基準に基づいて指定病院に対して神奈川DMA T-Lの派遣を要請する。

3 指定病院の長は、知事から派遣要請を受け、派遣が可能と判断した場合、速やかに神奈川DMA T-Lを派遣する。

4 前項の規定にかかわらず、突発的事態の発生等により、緊急を要するため時間的余裕がなく知事へ神奈川DMA T-Lの派遣要請ができない場合、県内の市町村長又は救助機関の長は、直接指定病院に対して神奈川DMA T-Lの派遣を要請することができる。なお、この場合には、知事は指定病院の長からの事後報告を受ける。

5 前項において、市町村長又は救助機関の長から直接派遣要請を受け、被災状況にかかる情報等から派遣の必要があると判断した場合には、指定病院の長は神奈川DMA T-Lを派遣するとともに、速やかに知事へ派遣した旨を報告しなければならない。

6 被災した市町村長等からの要請がない場合でも、知事は、神奈川DMA T-Lを派遣し対応することが効果的であると判断した場合には、指定病院に対して神奈川DMA T-Lの派遣を要請することができる。

7 指定病院の長は、知事からの派遣要請に対し、災害時医療対応のため派遣が困難である等やむを得ない場合を除き、これを拒むことはできない。

8 前項において、当該指定病院の長は、理由を記した文書により速やかに知事に報告するものとする。

9 知事は、関係機関と調整のうえ神奈川DMA T-Lの想定される業務等に係る情報を速やかに指定病院等に提供する。

（派遣要請基準）

第11条 指定病院に対する派遣要請は、傷病者が20人以上発生又は発生が見込まれる災害で次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 被災市町村長等から神奈川DMA T-Lの派遣要請があり、神奈川DMA T-Lを派遣することが適切であると知事が判断した場合とする。

- (2) 発生した災害に対し、神奈川DMAT－Lを派遣することが適切であると知事が判断した場合とする。

(待機要請等)

第12条 知事は、災害の発生等により医療支援が必要となる可能性がある場合、指定病院に対して神奈川DMAT－L派遣のための待機を要請する。

- 2 待機要請を受けた指定病院の長は、所属する神奈川DMAT－Lに対して待機を指示するものとする。

(費用の支弁)

第13条 神奈川DMAT－Lの派遣に要した費用は、原則として、県と神奈川DMAT－L指定病院との事前の協定に基づいて支弁されるものとする。

- 2 県の要請によらない神奈川DMAT－Lの派遣については、費用は原則として支弁しないものとする。

(研修)

第14条 知事は、神奈川DMAT－Lの資質向上を図る研修、訓練等の企画及び実施に努める。

- 2 指定病院は、神奈川DMAT－Lの技術の向上等を図るため、編成した神奈川DMAT－Lの研修及び訓練の参加、協力等に努める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものの他、神奈川DMAT－Lの編成及び運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月6日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から適用する。